

## 2018年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ

### 第4回協約・協定改訂団体交渉

## 現場の実態に見合った要員配置で安全を確保せよ!

本部は8月29日、2018年度基本協約・協定改訂第4回団体交渉を開催しました。

今回は苦情処理会議の公開、出向先での苦情の処理に関する問題など労使関係の一部と、ホーム監視要員や新幹線の大津波対策、新幹線車掌3名体制、車両故障時の関係社員への広範な周知と団体交渉の開催などの安全対策について、さらに労働条件について、労務管理や、年休の取り扱い、新幹線乗務員の予備月勤務発表などについて議論しました。しかし、会社は一方的な解釈を主張し、現場で汗を流す社員の切実な声や、具体的な改善提案に対して否定的な姿勢を示しました。本部は、会社主張の問題点を指摘し、提案実現の必要性を粘り強く主張しました。議論の詳細は業務速報 1106を参照して下さい。

次回第5回団体交渉は、9月3日13時30分からです。

**苦情処理291条について会議の非公開を、公開の原則と改訂すること!**

そのような考えはない。会社の認識は変わらない。

**出向先で度々問題が発生している。出向先を選ぶ基準を明らかにせよ!**

基準を明らかにする必要はない。

**安全を確保するために、ホーム上の列車監視員を2人以上にすること。**

ITVで確認しているから安全に問題はない。

**自然災害の規模が大きくなってきている。最悪を想定した独自の対策を!**

現在想定している範疇では安全である。

**新幹線の緊急時の対応のために、各列車車掌を3名体制とすること!**

パーサーの業務を増やしたり端末導入で業務を見直した。問題ない。

**車両故障発生時は、原因対策を車両関係の全社員に明らかにせよ!**

そこに携わる社員にだけ周知すればよい。伝えるべきところには伝えている。

**社員を監視するような裏面添乗や沿線での監視は危険だ!やめること!**

安全の観点から基本動作を確認しなければならない。今後もやめない。

**申請した年休はすべて付与されるべきだ。要員を増やすこと!**

取得できる日を20日に近づけることを目標とはしていない。

**新幹線乗務員の予備月勤務を前月25日に発表すること!**

勤務日であるかどうかは勤務種別で指定している。発表する必要はない。